

A04 公益社団法人 家庭問題情報センター 広島ファミリー相談室

代表者：大本 和則

住所：広島市中区大手町1-5-3 広島県民文化センター6階

TEL：082-246-7520

① 社会課題の解決のための事業の名称

別居・離婚により離れて暮らす親子の面会交流の援助～子どもの健やかな成長のために～

② 事業の総予算額(配分金申請額)

3,875,000円(910,000円)

③ 事業の目的

元家庭裁判所調査官、家事調停委員経験者及び弁護士の会員が、家族が抱える様々な家庭内の問題についての相談に応じ、助言、指導等を行う。

特に別居・離婚によって離れて暮らす親子の絆を継続し、子どもの健やかな成長を支援することを目的に、親子の面会交流の援助活動を行う。

④ 事業の内容

(1) 別居・離婚によって離れて暮らす親子の面会交流援助

別居・離婚後も親子の絆を維持し、子どもの健やかな成長を支援することを目的に、全会員が年間を通じて面会交流の援助活動を行っている。

主として、広島市内にある子ども文化科学館等の施設を活用し、「信頼される第三者機関」として、親子の面会交流に会員が付き添って見守ったり、子どもの受渡しを手伝ったりして、親子の面会交流が円滑に行われるように援助している。

(2) 家族問題に関する相談(当相談室に於いて電話又は面接により対応)

「一人で悩まず、まずご相談を」がキャッチフレーズ。当事者の訴えを傾聴し、元家庭裁判所調査官、家事調停委員経験者及び弁護士の会員が経験を活かしながら共に解決策を考える。当番制で、全会員が交代で対応している。

(3) 家庭問題無料相談会と講演会の開催(共同募金の資金を基に実施)

一般市民を対象に、家庭問題無料相談会を開催する。併せて「面会交流と養育費の問題に関する講演会」を同時開催する。

(4) 親ガイダンス(かるがもクラス)の開催

離婚を考えている父母、又は別居・離婚後に面会交流を実施している父母や、子どもの監護に影響を与える祖父母を対象として「親ガイダンス(かるがもクラス)」を毎月1回実施し、子どもの視点から親子関係を考える機会を設ける。

(5) 市町の母子・父子自立支援員、一般市民を対象に、家庭問題についての講義・研修活動を行う。

⑤ 備考